

六月九日 御幸神事有 右執行の次第

- 一、のほり 四本 一、長柄 二本
- 一、木牙 二本 一、鼻長持 二面
- 一、獅子 二面 一、神馬鞍置 一疋
- 一、弓 二張 一、金幣 二本
- 一、御幣 三本 一、旗 八本
- 一、三社御御興 三挺

一、道神楽・太鼓・笛・御拍子  
 一、御神楽

一、夜に入り、笠笠運歌有

一、祭礼 九月十九日、十八日夜、神前に氏子中より燈籠燃、湯立神楽有。十九日、渡御馬執行。

天鏡宮 黒田村

一、六月廿四日夜、連歌執行

一、廿五日、子供楽有

但、古来は此日御幸神事有之。其古跡も御興の具も残存申候得共、百年以来中絶。

一、祭礼八月廿三日、廿二日夜、湯立神楽執行、廿三日に渡御馬執行。

田古市は、この古札に高教部員村大手鬼と申者、山城郡稚田村古小部と申者、出言相違の手合仕、神事相違山、百年以上相止申

里神楽は、巫女神楽・出雲神楽・伊勢神楽・太神楽・獅子神楽(山伏神楽)に分類される。

明治新政府は神仏分離令を發し、皇道主義に基づく基本大綱を示して国民教化運動を推進した。それによって神社の神官・社家が行う社家神楽は衰退し、社家から伝授された氏子による里神楽が各地に興った。この豊前地方の里神楽は、豊前岩戸神楽と総称され、出雲神楽・伊勢神楽・太神楽とともに、豊前修験道の影響を受けていることが特徴となっている。

勝山町には現在神楽講が存在しないが、昭和初年ころは、池田・久保・黒田の三神楽講が活躍していた。

厚川町下伊良原神楽講の神崎古市(昭和三十三年没、六十六歳)が保存していた資料に、次のような記事がある。

京都郡神楽講社規約 (一部を抜粋する)

- 第一条 本講社は京都郡神楽講社と称し、京都郡神楽支会に付属す。
- 第二条 本講社は京都郡内各所に存在する神楽講員を以て組織す。
- 第三条 本講社は神前に於いて神楽を演奏し、敬神崇祖の念を涵養し、神社の隆盛祈道の発展を図るを目的とす。
- 第四条 本講社は京都郡神楽支会に本部を設け、神楽講所在地ごとに支部を設くるものとす。
- 第五条 本部に左の役員を置く。  
 講社長・副講社長・常任幹事・幹事(二名)
- 第八条 支部に左の役員を置く。

候。

勝山権現

氏子は黒田手水中、為雨乞によって、氏神同所に崇敬仕候。

一、祭礼六月廿日、御酒御備、社人寄合、三百度の載、同夜笠着連歌執行有。

但、古来は祇園會有之、市立、諸人群集。黒田村・平尾村・浦河内村(等勝山町内)・上神田・大谷村・西谷村・津積村・以上或拾参ヶ村の祭礼にて、餅山等出、神事執行有之候得共、六拾年余中絶。」

(注 文中傍線は付記)

(一) 神 楽

神楽は、「古事記」で語られている岩戸の前の天細女命が種々の採物を持って舞ったということから発祥したものといわれる。また、神楽は「神座」(かむくら)の音略化したものだともいう。

神座とは神霊の依る物、依代(よりしろ)を安置した座をいい、この依代を奉じて村里を訪れ、その土地を祓い清め祝福し、また村人の安寧長寿を祈る舞を行った。これが神楽の起源ともいわれる。

神楽は、宮廷で行われる御神楽(みかぐら)と村々で行われる里神楽とに分けられる。

支部長・副支部長・主事(各一名)・顧問(若干名)

第九条 支部役員は支部員の互選とし、顧問は地元神職を以て充つ。

第十五条 講社員は左の諸項を遵守するものとす。

- 一、本部及び支部に於いて議決したる諸般の事項
- 二、事を緩慢に付し講務に障害を為さざること
- 三、言行を慎み、徳義を重んずること
- 四、神前に於いて不敬の行為を為さざること

第十六条 本講員たらんとする者は支部員の承認を得、支部長之を講社長に報告し、講社長より素士證の交付を受くるものとす。

第十八条 講社員にして第十五条に違反し、又不都合の行為ありと認めたる場合は、素士證を返納せしめ退社の処分をなすものとす。

第二十五条 本規約は昭和六年五月一日より之を施行す。

京都郡の神楽講社は昭和六年に結成されている。

勝山町内の諫山・久保・黒田の神楽講支部がいつ出来たのかは不明であるが、昭和十一年三月の總會出席支部名簿には黒田支部・副支部長・梅林榮之助の氏名が記録されている。他に、上神田支部、下神田支部、道成寺支部、稲童支部、燈畑支部、上高屋支部、光富支部、横瀬支部、上伊良原支部、下伊良原支部、有久支部、下正路支部、以上二三支部の出席である。

昭和十二年三月總會出席者の中に、黒田支部顧問・定村毅負、黒田支部・城戸俊夫の氏名がある。このころ黒田支部の神楽講は大いに活動していたのである。

神楽の里づくり構想推進協議会・京築地域神楽調査委員会編集「豊前岩戸神楽―福岡県京築地域神楽講の実態調査―」が平成八年（一九九六）に発行された。これに記載されている町内関係の神楽講は、池田神楽・久保神楽・黒田神楽である。同書の調査記録から要約する。

池田神楽 大正初期、下崎八幡宮（行橋市）の重村（勝山町大字池田）から習ったものと伝えられている。

池田神楽は、五社八幡宮に奉納するだけでなく、隣の矢山地区その他の要請を受けて近村の神社へ出かけた。神楽道具一式を入れた大きな櫃を運搬するのが、後継者となる若者たちの務めだった。

昭和初期から戦時体制が進む中で後継者不足となり、遂に解散した。神楽道具は区長が保管していたが、約三〇年前火災のため焼失した。現存するのは中山幸生（昭和五年生まれ）が保管している赤い鬼面だけであるが、どの舞に使われたのか分からない。中山は池田神楽を見た記憶がないとのことだから、神楽講の解散は昭和の初めころのことと推測される。

関係者の記憶に残っている演目は次のとおりである。

- 盆神楽（散米・さんまい）
- 御先（鬼）

福嶋さん 帯・杖を持つ、黒髪頭、太鼓打、拍子

黒田神楽 黒田神社や神事場で舞うほか、行橋や近くの村にも出張して舞うこともあった。福嶋さんの庭では、与原や八幡などから神楽を習いに青年たちが集まり、夕方になると庭に筵を敷いて練習していた。大正十四年七月、黒田・八幡の神楽講の人々によって、福嶋武三郎をたたえる石碑が屋敷内に建立されている。武三郎は昭和四年十一月、八十四歳で没した。

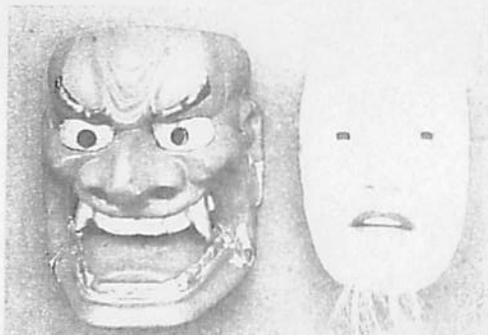


写真8—106 福嶋家に伝わる神楽面  
手力男命・思兼命

昭和になって、講員の高齢化・若い神楽舞の召集などで講の存続が困難になった。昭和十二年ごろ地区に子ども会が結成されたので、子どもたちに神楽を教えることになったが努力は実らなかつた。終戦前後黒田神楽講は消滅した。現在、九面の神楽

- 岩戸神楽（銅女命・手力男命）
- 湯立神楽

当時の調査協力者は、前田利夫・福田徳幸・中山幸生であったが、前田・福田はすでに亡くなり、今回中山からお話をうかがうことが出来たのは幸いであつた。

久保神楽 神楽講の資料は確認できなかったが、（勝山町大字久保）地区の人々の聞き書きをまとめる。

久保神楽は英彦山系の神楽といわれ、光富神楽・稗田神楽と似ている。

昭和初期、講員は一〇名ほどいた。

- 土肥 壯治 小森 朝雄 土肥 弥市 加来一二三

- 元松平三郎 元松 国増 矢部 強 小森 寅吉

- 元松 茂 野仲 嘉助 元松 友平

昭和三年の御大典では、明神社にも奉納した。

昭和八〇九年、久保小学校奉安殿の落成式で舞ったのが

久保神楽の最後だった。

昭和二十一年、神楽道具一式を焼失した。

- 神楽演目

「幣ヶ爺さん」「四人神楽」「岩戸神楽」「湯立神楽」

調査協力者（当時）

矢部照司・秋九三男・古野佐市・加来一二三

面と演目書、言上の詞書「太鼓打ち」「手草」「神送り」「降来要文」など、手書きの若干の資料が福嶋家で保管されている。

黒田神楽演目

- 一 四人神楽 七 ヲモイカネ神楽

- 二 手草神楽 八 月ヨミ神楽

- 三 五行神楽 九 両鬼神楽

- 四 風神神楽 一〇 トホコ神楽

- 五 見崎神楽 一一 ウズメ神楽

- 同鬼・官主神楽 一二 タチカラヲ神楽

六 コヤネ神楽

黒田神楽講名簿（昭和初期）（講員一名）

福嶋 武信 井上 主計 梅林秀太郎

梅林栄太郎 梅林 猛夫 福田 福治

成定 木戸 中原 福嶋 成定

矢山神楽 矢山区にも神楽講があつた。進七造は太鼓を打つのが上手だったと聞いている。昭和二十二年

ごろ八十一歳で亡くなった。

子どものお宮（八雷神社）に神楽の鬼面が掛かっている。

岩戸神楽の道具などもあつたが、一五〇六年前に神社の補修をしたとき焼いた。

神楽は神幸祭のときに舞っていたというが、自分たちが子ど

もの時には見たことはない。昭和初年ころには神楽講はなくなっていたのだろう。話者 進 覚一郎(昭和六年生まれ)

(二) 流 鑄 馬 (やぶさめ)

鎌倉鶴岡八幡宮の流鑄馬は神事として有名であるが、鎌倉時代には武家の武技及び作法として重用されていた。室町期以降はもっぱら神事として各地に見られる行事である。

先に記載した「享保四年京都郡神社祭礼御改帳」に見られるように、流鑄馬は氏神の祭礼の神事として村人に大いに喜ばれた行事であった。

流鑄馬には広く長い馬場が必要である。馬場の一方に控所を設け、馬場には三か所的を立てる。射手は馬を走らせながら的を次々に射る。的を射ることによって災厄を祓い、幸を射止めることを願うのである。

町内の神社では、黒田神社・勝山神社(黒田)・大原八幡神社(上久保)・扇八幡神社(箕田)・若宮八幡神社(宮原)などの神社で流鑄馬を行っていた。

扇八幡神社の春祭りの神幸祭では神輿の御幸があり、流鑄馬を行った。射手は村の青年がクジで選ばれ、馬もムラの農耕馬が選ばれた。当日は馬を飾り、射手は宮柱の家でご馳走になった後馬場に行く。境内の狛犬と狛犬の間に立てた的をのける。

両側には人勢の村人が陣取って応援し、的を射当てると大喝采であった。ムラに講談機が入って農耕馬がなくなり、昭和四

十五年ごろから神輿の御幸も流鑄馬も行われなくなった。

(三) 連 歌

今井祇園の夏祭りに今でも連歌興行があることは有名である。

旧藩時代、黒田神社・勝山神社・大原神社でも祭礼のとき笠着連歌が行われていたことが記録に見られるが、これがいつまで行われていたのか不詳である。

連歌 講談社発行(一九八九)「日本語大辞典」参照

「短歌形式から派生した文芸で、平安時代から室町時代に流行し、江戸時代に俳諧に受け継がれた。短歌の上五七五の句と下七七の句とを交互に数人で読みつなげていく。百句連ねる百韻が基本となる。」

笠着連歌とは「神社仏閣などで連歌の奉納が行われているときに、参詣の者が笠も脱がず座の作法もかまわずに勝手に句を付けることが許される形式をいう。」

江戸幕府の連歌宗匠を務めた里村玄川の墓が延永ビワノクマの山本家の墓所にある。また、玄川―玄碩の跡を継いだ玄昱の墓が黒田・妙覚寺の墓所にある。

元永・須佐神社高辻安親宮司の研究によると、玄昱は、文化八年(一八一二)ころから同十五年(一八一八)に没するまでの間、たびたび今井祇園社・黒田天満宮・勝山権現・国崎八幡宮などの奉納連歌に参加しているという。天下の第一人者であ

る宗匠を迎えての連歌奉納ではさぞ賑わったことであろう。

(連歌に関する資料の提供、黒田・吉武順一郎)

(四) 相 撲

春祭り・秋祭りのときに氏神様に相撲を奉納する村は多い。

相撲は日本古来の力技の競技・武技として伝えられてきた。

国ゆずり神話の中の力比べ、「日本書紀」に野見宿禰(のみみすくね)と当麻蹶速(たいまのけはや)が垂仁天皇の御前で相撲を取ったことが記録されている。

相撲が神事として行われたのは、奈良時代(七二六年)聖武天皇が諸国の相撲人(すまいびと)を集めて豊年祈願の催しを



写真8-107 力石 60キ口(米俵分)以上はある 上矢山区



写真8-108 「あとがない、あとがない」春祭り 上野区

した。これが相撲節会に発展したという。

江戸時代には相撲興行が盛んになり、江戸・京都・大阪などの神社仏閣では建立の資金調達のために勧進相撲を興行した。

これが地方の宮相撲流行のもとになった。

明治から昭和初年にかけて、豊前一带の神社では祭りの奉納相撲が盛んであった。力自慢の若者は宮相撲の力士に憧れ、力士は祭りの花形となった。

上矢山公民館の前に、往時青年たちが力比べを楽しんでいた二個の力石がある。長さ六〇センチ・幅三〇センチ・厚さ二五センチぐらゐ、重さ六〇キ口以上はありそうである。これを抱き上げたり、担ぎ上げたりしたのである。もう一個、鳥居の柱石の折れた上部を力比べに使っていたそうであるが、行方不明である。ほかにも神社やお堂の境内に忘れられている力石があるかもしれない。

勝山町内にも里相撲の力士たちが多くいたようである。井上信隆の調査によると、一〇名の力士の墓碑が確認されている。

犀川の鐵干社、行橋の真魂社は代表的な力士の組織であるが、勝山町内にも力士の講・組織があったと思われるのである。

力士たちは神社の例祭を訪ねて豊前各地を回っていた。明治・大正期の宮相撲の有名なものとしては、上伊良原・弘法相撲、上津野・卯の相撲、下中元寺・牛馬願、豊前坊・牛馬願、

2006.03.22  
福岡県教育庁文化財保護課蔵書  
47466

勝山町史 下巻

平成十八年三月 発行

編集 勝山町史編纂委員会

発行 勝山町

〒824-0001 福岡県京橋郡勝山町大字上田九六〇

印刷 株式会社